



厚生労働省福島労働局発表  
平成 23年 6月 22日

※ 地震関連第93報

担  
当

福島労働局職業安定部職業対策課  
課長 羽曾部 金光  
課長補佐 岩見 竹志  
電話 024-529-5096

## 東京電力福島第一原発の周辺に所在する事業主に係る 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に関する 特例の一部延長

平成23年3月11日に発生した東日本大震災への対応の緊急性を踏まえ、初回計画届の遡及適用及び事業活動の縮小に係る特例については、平成23年6月16日までに提出された分をもって終了しましたが、東京電力福島第一原発の周辺に所在する又は所在していた事業主については、下記のとおり延長となりました。

### 記

#### 1 対象事業主

東京電力福島第一原発の「緊急時避難準備区域」及び「屋内退避指示が解除された地域」に所在している事業主、並びに「警戒区域」及び「計画的避難区域」に所在していた（いる）事業主であって当該区域外に移転準備もしくは移転している事業主

#### 2 特例措置

- (1) 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が可能となる特例
- (2) 震災後に当該事業所が助成金を利用可能となった日以後1ヶ月の生産量などがその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業主を対象とする特例

#### 3 延長期間

平成23年6月16日まで → 平成23年7月21日まで

※ なお、支給申請書の提出期限につきましては、当該計画届を提出した日の翌日から起算して2ヶ月以内となります。

別紙リーフレット『東京電力福島第一原発の周辺に所在する事業主の皆様へ』  
をご参照ください。

# 東京電力福島第一原発の周辺に所在する 事業主の皆様へ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金  
についての特例の一部が延長されます。

東日本大震災の発生に伴う特例のうち、東京電力福島第一原発の「緊急時避難準備区域」及び「屋内退避指示が解除された地域」に所在している事業主、並びに「警戒区域」及び「計画的避難区域」に所在していた(いる)事業主であって当該区域外に移転準備もしくは移転している事業主については、次の特例期間を延長します。

- ① 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出が可能となる特例
- ② 震災後に当該事業所が助成金を利用可能となった日以後1ヶ月の生産量などがその直前の1ヶ月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業主を対象とする特例

平成23年6月16日まで

→ 平成23年7月21日まで

※「震災後当該事業所が助成金を利用可能となった日以後」の日は事業主により異なります。

※詳しくはお近くのハローワーク又は福島労働局職業対策課  
(TEL024-529-5409・5438)までお尋ね下さい。

